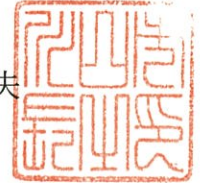


川子支発第709号
令和5年3月8日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 榊原 秀忠 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年10月31日執行の子ども部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

契約事務について（子育て支援課）

子育て支援課の賃貸借契約において、契約が川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

開封機賃貸借については、児童手当の受給資格審査を行うための現況届の廃止により、同機器を使用する必要がなくなったため、契約の期間満了（令和5年5月31日）を以って賃貸借契約を行わない理由から措置することができませんが、今後の契約事務にあたりましては、関係法令等を遵守し、適正な事務を執行するよう徹底して参ります。

